

言語相互行為の協調様式・相互行為原則・異文化性

丸井 一郎

(高知大学人文学部国際社会コミュニケーション学科)

Interaktionale Kooperationsstile, Interaktionsprinzipien, Interkulturalität

Ichiro MARUI

(Department of International Studies, Faculty of Humanities and Economics)

内 容

1. 導入
2. 方法的反省
3. 協調様式と意義関連
3. 1. 協調の基本
3. 2. 意義関連による特性化の試み
4. 相互行為原則への補足
4. 1. 「おしゃべりな店員」
4. 2. 危険回避の方策
5. おわりに

1. 導 入

丸井 (1998) では相互行為における異文化間の差異を理解するために、文化とコミュニケーションの関連が主題化する異文化間コミュニケーションを異文化間相互行為研究の対象領域として捉え、その視点から操作的な文化概念を定義した。文化は相互行為事象の外にあってこれに影響するのではなく、相互行為の過程を通じて再現され、実現され、改変される。相互行為の内に出現する異文化性とその領域を概観した。それは端的には異なる自明性の衝突現象である。個々には疑い得ない「当たり前」の相互行為における成立を解明することが要請される。この目的のために(言語)相互行為研究の概念装置の概略を提示した。歴史的に形成され社会的に機能する相互行為の類型(タイプ)と範型(パターン)を説明した。言語相互行為としての(対面)談話研究の性格付けを行い、対面談話における協調様式の差異と異文化性の関連を論じ、大きな差異が想定可能な日独の協調様式のパラメータを表示した。個別集团的・個別類型的な相互行為原則の概念を導入し文化間差異の実例を挙げて解説した。

さらに丸井 (2002) では概略以下のような論旨を展開した。

異文化間の交流事象で相互の違和が最も切実に感受されるのは、自己にとっての「当たり前」が成立しない場合である。この通常性の不成立が、異文化間の接触事象における違和の主要な原因の一つである。文化間で何がどの程度期待されているかが相違するわけである。通常性とは、ある種の繰り返しに基づく予測可能性のことであり、その母体は突き詰めて考えれば、エリアス (Elias 1976/1991) の言う意味で、諸社会関係(人間の相互依存関係)の網の目 (Figuration) が存立し、我々がその中の特定の関係性の内に位置することにある。これが個々の行為にとって最も包括的、つまりマクロな規定コンテクストになる。個々の言語相互行為事象に関して、通常性の成立の最重

要な基盤は、ある種の協調が、期待していたように成り立つことにある。協調とは、上位の規定レベルからの視野においては、エリアスの言う意味で、特有の相互依存関係が今ここで(再び)実現されることである。個々の行為の継起的段階的実現という出来事のレベル(「下」)から見ると、協調とは、争うためであれ現在進行中の出来事、出来上がりつつある特定の関係性を形成するある種の共同作業を維持し、いわばそこから逃げ出さないということである。言語相互行為における協調とは、「常に複数で立ち現れる人間達」(Elias 1976, LXVII)の相互依存関係が極めて純粋に実現される形式である。この微細な出来事のレベルでの過程性は、最終的には社会関係態総体の過程的生成のマクロコンテクストに定位されうる。

本論考は、上記二つの論を受けて、言語相互行為における異文化性の解明のために、協調様式と相互行為原則の概念を精密化し、あるいは事象の観察レベルへと近づけることをさらに進める試みである。以下ではまず異文化認識に関する方法的な再考察のあとで、協調様式を取り上げ、次に相互行為原則へと視野を拡大し、それらの含意を考察する。

2. 方法的反省

言語相互行為における協調とは、上述のように行為外的に見れば、諸々の社会的関係性が存続し機能することに対応する。つまり行為全体を一つのまとまりとして外から見ると、その集団(例えば現代日本社会)で通用している意味で、歓談が歓談として口論が口論という類型として成立したという事態は、いずれもある種の協調が実現されたことと同義である。歓談は交渉でも乱痴気騒ぎでもなく、口論は議論より激しいかもしれないが、罵り合いや、まして殴り合いではない。ひとまとまりの出来事として行為類型の共有された像があり、個々の行為の類型に対応した実現様態(の像)がある。それはまた様々な集団ごとに異なっている可能性がある。行為の類型は意義目的関連によって区別される。意義目的関連の明示的な形成には制度が大きな役割を果たす。制度は関係性の網の目、その結節点がいわば見やすい図形として顕在化し固定化した姿である。行為の類型は特有の関係性(網の目)を前提とする。「歓談」と「商議」はそれぞれ別種の網の目により適合的である。実現様態について見ると、歓談が論弁的発言の応酬による議論になってしまっただけで味気ないと感じる人々もいる一方で、歓談は議論の形で行われてこそ活発で楽しいと感じる人々がいる。ある集団では前者が通常であり、他の集団では後者だとすると、これら集団で通用している協調の像つまりは通常性に差異がある。これが言語相互行為における異文化性の核心である。

この関連で、逆に異文化性ということは、協調の様式を考える上で認識論的方法論的に極めて重要な契機をなす。一般に言語相互行為(談話行為)における様式(スタイル)については、進行しつつある相互行為場面で参加者達が有意義であると理解し解釈する(非)言語的な表現手段の束に関わる(Hinnenkamp/Selting 1989, 5)。またそれ自体として対象化可能な言語構造の変異とは異なり、言語相互行為の様式は常に特定文化の成員である参加者が他の参加者との関係において付与するとされる(Auer 1986, 29)。これらの定義には、常に社会的行為状況内において他者との関連で参加者達が理解する、という間主体的視点が明確である。これ自体は同一文化内の行為様式の理解と解明に関わって適切な認識である。問題は異文化及び異文化間の理解である。他との比較上相対的に独立の一文化の中で、ある人物、ある社会内集団に特有であると同文化の成員が認定する行為の様式(解釈された内部変異としての様式)は、それら成員に共有された行為の通常性の像を前提とする。上で見たようにこの通常性の基盤は協調の成立であり、ある範囲内で選択可能なその実現様態と(言語的・非言語的)実現手段の共有である。様々な様態と手段が、自覚の程度に差はあれ、既知であるから、ある特定の表現の位置価が瞬時に判定される。異文化ということはこの実現様態と実現手段の既定の関連が保証されないことである。この関連自体の前提である通常性つま

り協調の成立様式が異なる。そうすると、例えばここではドイツ語圏や英語圏の諸地域の協調像とその実現様式・手段を、局外者としてどこまで理解しつつ共に体験し対象化できるかという問題に出会う。(異文化としての日本語文化の研究・教授・習得にも同じ問題が想定できる。)

ドイツ語に「私の知らないことは私を怒らせない／熱くしない (Was ich nicht weiß, macht mich nicht heiß = 「知らぬが仏」に相当する)」という諺がある。困ったことに我々の問題に関してこの諺が適合するのは、複数文化を対象とした言語相互行為の協調に関する理論の形成に際してである。私が社会化の過程で内面化しなかった協調の像と実現様態、つまり別様の通常性をもあらかじめ取り込む形で、人間の相互行為一般の理論を構想することは非常に困難である(注1)。ところで体験的にはこの諺の逆こそが真である。異文化間の交流では正しく「私が知らないことが私を怒らせる／知らないが故に困惑する」ことが多い。この両極の間に方法論的な隘路はないだろうか。この論考自体が、怒りと困惑と冷や汗と理由のない感激の原因となった私自身の異文化体験への応答である。暫定的な答えは「私が他者(異文化)について知らないことが私を怒らせるだけでなく、むしろ、私が私(私達)について知らなかったことが私を怒らせる」という認識である。私達の自覚されずにいる通常性を問わずに他者の異質性を対象化することはできない。異文化理解における相互性(相互行為の根本的可能性)とは、他者の認識が必然的に自己の対象化を前提し、かつ結果する動的過程のことである。この過程の中には当然他者も巻き込まれるので、全体はいわば二重螺旋的な運動となる。

このことの認識は理論形成の方法論に大きな意味を持つ。私が一般的な理論の形で構想しようとする全体はこの二重螺旋の運動であって、その共主体的運動過程の外に主体を離れて「客観的に」あるかもしれない構造のことではない。私が理論の言葉で構成できる対象性は、私たちの当たり前と他者の当たり前との衝突が生み出す力の場の内にある。

ここで問題となっている協調様式概念は、同質の中の変異ではなく、異質性への気づき及び自己違和にその根を持つ。というわけで論述が一般理論の見かけを与えてとしても、それは論述の言説の構成としてそうなのであって、実のところそれは自己理解と他者理解及び相互理解のための発見法であり、共同作業への呼びかけであるのだと言うことを述べておきたい。

3. 協調様式と意義関連

3. 1. 協調の基本

丸井(1998)では、通常性の成立により基礎的かつ一般的に関わる協調様式と、例えば現代の日本やドイツ語圏の社会における具体的な社会行動の実現に関わる相互行為原則の区別を導入した。ここでは協調様式を中心にしてさらに考察の歩みを進める。つまり行為の成立自体の前提条件に焦点を当てる。

歓談が歓談として口論が口論として成立するという事以前に、そういった行為類型とは無関係に、相互性が確保されること、つまり共にあること(共存在)や、身体的かつ意識的に向かい合うといった基本的な類の協調が実現されることが条件となる(丸井1992, 91)。この基本的な類の協調が既に確保されているとされるか、なお一定の手順を経た後に実現されると受感されるかで協調のあり方に差異が生じる(注2)。前者への指向が強い場合を「与件指向」、後者への場合を「手順指向」と呼ぶ。ただし、これら二種類の指向性は、相互性成立のレベルにだけ見られるものではない。異文化の関連で見ると、いわゆる“face to face communication”としての対面談話が外見的に示す類似性(出来事としての直接性)は、基本的な協調の様態における類似や、ひいては行為類型や意義目的関連における同一をあらかじめ保証するわけではない。文化間に様々な差異が予想される。つまり対面談話だからという理由である種の共通性、普遍性を措定するのではなく、対面談話

という実現様態においても異なる協調のあり方、異なる意義目的関連への指向を想定する慎重さが必要であろう。

上の点で興味深いのは、対面談話の直接性を示さないと思われるような類型における基本的協調のありかたである。ある種の制度に特有な相互行為類型（言説）に関連づけが可能な表現形式（テキスト）をそのようなものとして認知すること自体が、つまりその関連づけの可能性を確認すること自体が基本的な協調の成立と同義であるような事象がある。文学のコミュニケーションやマスメディアの諸領域はその典型である。手に取った書籍が実用書でなく詩集だと認定することは、あるタイプの基本的な協調様式が成立することと同義である。一見したところ読解（テキスト理解）という認知過程だけが問題であるように見える文学作品の読書（文学テキストの受容行為）なども、特定の依存関係網における社会化過程を通じて訓練され内面化される制度的な行為類型である。上記の与件・手順指向という点では、装丁などによって選択の余地無く与件が与えられている。換言するなら、文学テキストによる相互行為（受容行為）における基本的協調とは、「これは文学作品だ」という意識の持続と一貫性のことである。「だから作品世界を現実世界へと直接に関連づけるのは適切でない（＝虚構性の原則）」という知識は、以下で言及する協調の特定様式に関わる。ここではこの問題を詳論出来ないが、文学コミュニケーションを例にして言いたいのは、現代社会の非常に多様な言語相互行為の実現態を生態論的に探求する際に、あらかじめ対面談話を特別扱いにする根拠はないこと、また対面談話というのは行為の実現様態であって行為類型ではないということである。

3. 2. 意義関連による特性化の試み

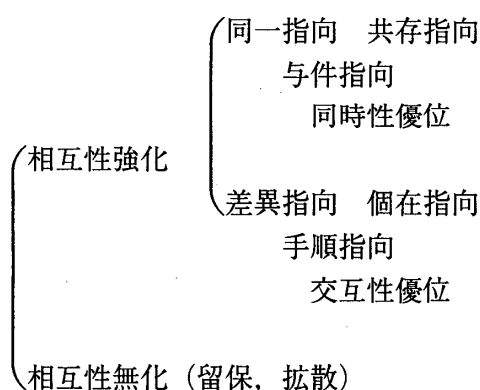
協調のあり方、その実現様態の特性つまり協調様式について、上述のように相互性の成立に関わる基本的な類（基本様式）と、特定の行為自体の逐次的な遂行実現に関わる類（特定様式）を発見法的に区別する。この点で丸井（1998）で示した分類は暫定的で部分的なものであった。というのは、およそ相互行為における協調に一定の様式があり得ること自体に注目したからである。その基準は一般的に相互行為の集約・強化か留保、あるいは拡散かというものであり、また全体的な派生過程を示さずに、特に日独の差異に対応する可能性の大きい側面に焦点を当てた。ここでは基本様式と特定様式の区分に加えて、さらに、意義目的関連全般について、以下に述べるような区分が必要である。なお意義目的関連とは、最も日常的非反省的には「(共にいて互いに働きかけ合う際に)何が気になるか」ということである。上掲の拙論で提示した相互性の強化/無化(留保, 拡散)という一般的な区分はここでも保持される。また基本-特定の区分は厳密に排他的ではないので、様式の構成要因は重複することがありうる。

意義目的関連の基本的区分として、まず差異・非同一に指向するか、類似・同一に指向するかという分節を導入する。その比較的具体的で個別文化的な現れが上記拙論で導入した競合的、及び統合の様式である。〈競う/合わせる〉より、〈同一/非同一〉という区分の方がより一般的包括的であることは明白である。同一/非同一の分節からは、さらに共存と個在、共有領域と個の領域、及びそれらへの指向という下位区分も導出可能である（丸井1999）。非同一・差異を指向する競合的な様式は、差異を明確化する帰結への指向を内包し（「議論に勝った/負けた」）、類似・同一へと指向する統合様式には同一性を享受する場面共有への指向が適合する。ただしいずれも専一にということではない。同じ関連で、帰結を追求する手順への指向は競合様式に、与件を享受する指向は統合様式により適合的である。従って、丸井（1998, 15）で、独日の対照にとって有意義だとされた〈競合様式-統合様式〉の概念は、原初的でなく複合されたものである。手順指向の重要な要因には、参加者の発言への意欲が大きいので、だからこそ一時には一方のみが、そして交互に発言順

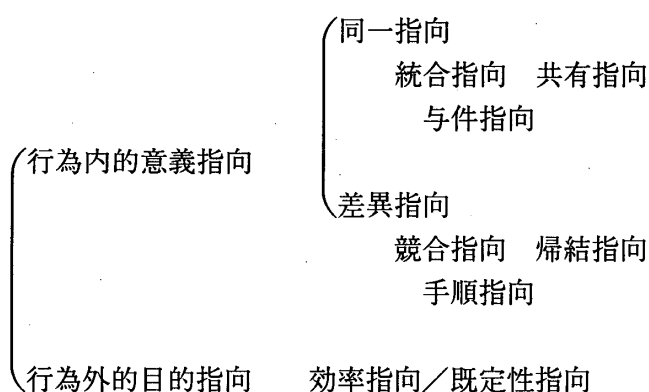
を実行するという意味での「交互性」がある。同じく共存指向には、同時参加（「同時性」）の優位が適合する。

意義目的関連の重要項目として既に丸井（1998, 14）で導入した効率追求への指向は、上述の諸関連とは異質な性質を有する。効率とは目的が明確に定義されていることを前提としている。行為それ自体の外にある共有された目的の達成について効率を言うことが有意義となる。相互性の成立について効率を言うのは奇妙でさえある。従ってここではむしろ行為外の目的への指向という性質が上位であり包括的であると考えられる。これは丸井（1992/1992a）などで紹介したエーリヒ（Ehlich, 1987, 27）の言う「質料的協調」にあたる。行為外の目的の中には意図的に追求する効率という概念に馴染まないものもありうる。例えば宗教的儀礼や制度としての宴会などがその典型である。これらでは、集会なりが成立し持続し間主体的に完遂されたと認定されることが重要である（既定性）。むしろこれらも商業的に再編成されうる（次章を見よ）。以上の論述を図式して示す。

*基本様式



*特定様式



これらを全体として眺めると、ここには相互依存関係の網の目から生じる間主体的で社会的な (interpersonal, sozial) ものが、どのようにして、一瞬の持続にすぎない言語相互行為の細部に実現され、またどのようにして目立たない「身の置き方」や「あいづち」(相互指向表現: 丸井 1992a/2002) が社会的な意味へと結びつけられるか、その往還の筋道の一端が示されている。行為外の目的への指向性は、多くの場合制度に規定された相互行為原則の領域への通路であると考えられる。基本様式の成立に関わる相互性の強化、無化や拡散についても、同様に制度の枠が非常に大きな影響力を持つ。逆に言うと制度とは、基本様式と特定様式を含めた相互行為における協調のあり方を自己の目的に添って再編し、さらにそれを越えて、特定の定義され構造化された目的を実現

するための方式(相互行為原則:次章)を設定する枠組みのことであると理解される。

異なる社会文化集団では、これら全てのレベルと領域で差異が想定可能である。例えば効率本意に機能化された現代社会で、鉄道の乗車券発売窓口では、相互性成立への要請が自動券売機で代替可能な程度にまで低下しているが、常に同じ様態でというわけではない。丸井(1992a/1998)で紹介したように、ドイツ語圏の接客窓口では、極度の混雑などがなければ、やり取りの冒頭で接触信号、末尾で終結信号の交互発話が極めて高い程度に期待されている。(ただし、丸井(1998, 129-)で述べた固定観念的な「異質者との相互行為」状況は除く。)要請される最低限の相互性成立と解除にも言語表現による一定の手順が必要である。一見類似の日本の状況とは出来事の微細な成立過程が異なっている。これを当該制度の元来の目的である通貨と商品やサービスの交換という「上」からの視点から見れば、「結局のところ金を払って切符を手に入れるわけだし大した違いではない」と言える。行きずりの旅行者にはそれで十分である。しかし出来事の成立過程を厳密に理解すれば、別様に生きられた出来事、別様に生きられる世界があると解釈できる。

4. 相互行為原則への補足

4. 1. 「おしゃべりな店員」

丸井(2002, 112)でも述べたように、協調様式はその分布と強度の濃淡に内的な変異はあっても、ある社会文化集団に共通するハビトゥス(Elias 1991, 244)に属すると理解できるのに対して、相互行為原則は社会(依存関係網)の諸部門、とりわけ特定の制度に固有のあり方から発生する個々の相互行為類型実現への要請とする事が出来る。煩雑さを恐れずに名付ければ、個別集团的個別制度的な言語相互行為制御の方式と言える。我々が例えば旅行者あるいは滞在者として体験する異文化間の相互行為事象についての印象は、協調様式よりは、むしろ多くの場合当の行動場面内で通用している相互行為原則に影響されやすい。以下では丸井(1998)で言及できなかった点について、幾つか事例を示してこの関連への補足とする。

現代の日本は、資本主義的商品経済が幻想記号的領域に至るまでと表現できるほどの水準に達し、日常生活の多くの場面が多種多様な消費行動によって成り立つ社会である。利用者・購買者であることはもちろんとして、完全な就業でなくとも、多くの人々がいわゆるパート勤務など様々な形態でサービスする側に立つ経験を持つ。またそのような経験を持つ人物が身近にいることもまれでない。その背景上に客と接客担当者の相互行為について一定の意義関連への共通の指向が期待できる。意義関連は当該の制度組織の効率的運営のために、その内部での相互行為に対して負荷されて発生し機能する。

例えばある地方都市の量販店のレジで、先客の知人と楽しそうに世間話を続けながら、待たされて苛立つ次の客を無視するパート従業員は、現代日本で当該の制度的場面が要請するらしい行動に照らしてどのような逸脱行為を行っているのだろうか。それを検討すれば、ここで言う意味での相互行為原則がよりよく理解されるだろう。このような場面で客としては、当の従業員が職務と私事の区別、法人業務の代理・代行事象の理解、客の優位の尊重と客の平等な取り扱い、この制度場面の元来の主旨である商取引行為の迅速で効率的な処理などに留意して行動する限りで、その場の通常性が成り立つと信じているはずである。このような類の制度内で通用する相互行為原則は上記のような項目をその意義関連とする。出来るだけ日常的な表現に即して言えば、「店に成り代わる」「お客の身になる」「お客に喜んでもらう」「サービスは手早く正確に」などなどがそれに当たる。当のおしゃべり好きな「パートさん」については「自覚のない従業員だ。店も何を考えているのだ。」と非難され、さらに舞台が地方都市であることによって「田舎だ。遅れている。」ともされるだろう。ここではそういったステレオタイプの評価の是非は問わない。また流通が組織され能率的になって、

日本中で同じようなサービスが期待できることが望ましいかどうかとも問わない。異文化交流の経験が教えることに従って一つだけ指摘したいのは、この例にあるような「わきまえない」従業員と同じ行動をとりそうなのは、むしろドイツやフランスやイタリアの店員であるということである。むしろその場合「苛立つ次の客」は黙ったまま待ちはしないだろうが。そこでは別種の相互行為原則が働いていると想定される。例えばそれは従業員側からは、「制度内では（であっても）事前に示された明確な規則やその場での異議申し立てがない限り自分のやりたいようにやる」「規則があったとしても駆け引きで自分に都合の良いようにする」とでも言い表すことができる。客の側からすると、制度が大枠として一定のサービスを保証している場合でも、目前の従業員や担当者から実際にそれが得られるかどうかまでは保証されていないので、あとは自力で目的が達成されるよう手順を踏んで（＝発言を通じて）相手に働きかける必要がある。交渉次第では規定外の便宜を獲得することも可能である。日本人観光客や滞在者には骨の折れることではあるが。

この領域でさらに指摘できるのは、現代社会では消費やサービス関連の場面が行為外的にかつ極めて微細に類型化され（「差別化」され）、それぞれに対応した相互行為手順の意図的で二次的な様式化が観察されることである（一言語文化内の「様式」と「様式化」については Hinnenkamp/Selting 1989 を見よ）。協調様式が通常性の基盤そのものとして自覚化されにくいのに、個別制度的な相互行為原則に関わる二次的様式化は外挿的で作為的であり、典型的には社員教育、特に「接客マニュアル」等の形で明示し教示することができる。例えば我々は銀行の窓口と居酒屋のカウンターにおける従業員と利用者とのやり取りをそれぞれ別様のものとして期待し、予測する。入店した客に対して最初に発せられる呼びかけ表現も非常に特徴的に様式化されている。「(低くだみ声で)へえいらっしゃえ」と「(高く一本調子で)いらっしゃいませえ」の差異が、例えば伝統的な個人経営の寿司屋の主人（あるいは相当する人物）とレストランの接客担当者に対応するということは十分明瞭に想起可能である。このような場面（銀行、商店、飲食店など）に限って見ると、類似の音声表現（談話のプロソディ）の様式化はドイツ語圏では明確でない。一方例えば市場（Markt）での呼び込みなどはドイツ語圏でも様式化が顕著である。様々な社会分野、業種での差別化とそれに伴う二次的様式化がどの表現領域でどのように実現されるかは集団ごとに差異がある。

4. 2. 危険回避の方策

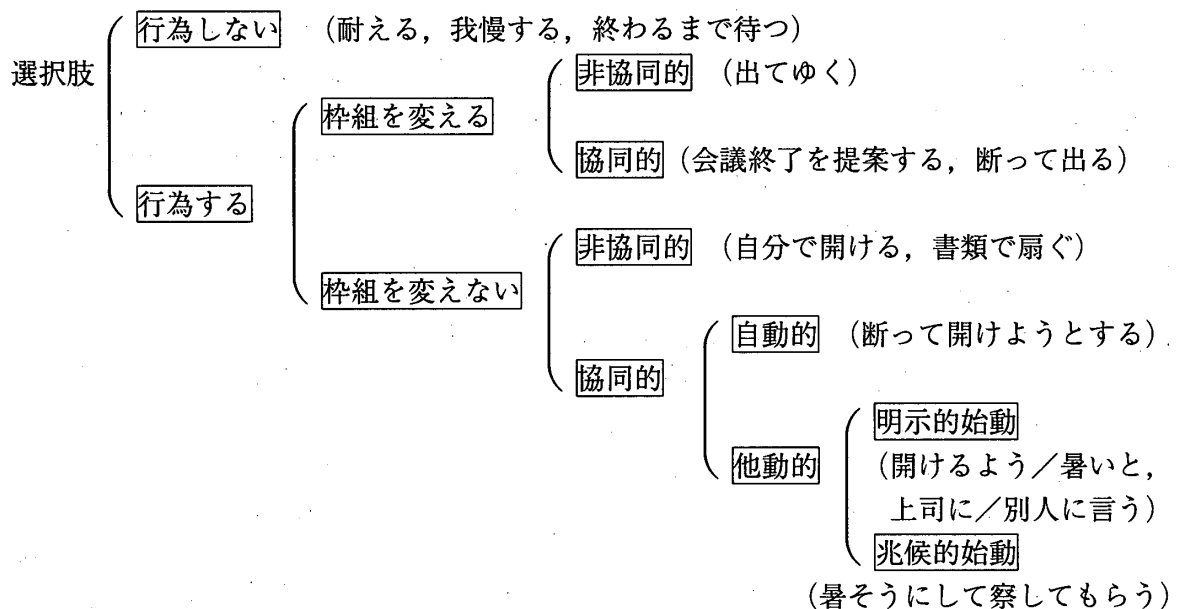
上の例と反省が示唆することは、外見上は同じようにある種の効率原則に従って組織された制度的状況であっても、その中の個々の相互行為場面に関する行為主体の理解と行為の実現様態、つまるところ相互行為原則が異なっている可能性である。「文法と単語」を勉強すれば異言語でコミュニケーションが出来るようになるのではないことは当然として、異文化間コミュニケーションの困難の一端は、類似の状況で異なる協調様式及び／または異なる相互行為原則が働いていることに起因する。特定の制度状況の中では協調様式をも無化あるいは機能化（機能転換）した相互行為原則が優勢な決定要因である。その場合、「文法や単語」（言語表現）を思い出さないのではなく、およそある種の行為類型自体が着想されえないことになる。このような差異は同じ意味で効率本意ではない学校や大学のような制度においても問題となりうる。

「暑いので窓を開けてください」という意味の表現をドイツ語や英語で作成することはさほど困難ではない。しかし特定の制度的場面で、その表現による発話が、可能な相互行為の一選択肢としてどのような位置価値を持つかは、その場に想定される相互行為原則との関連においてのみ理解できる。外国語の教室で日本人学生が発言しないのは文法や単語を知らないからではなく、彼らが有効であると理解する相互行為原則に従っているからである。かなり以前のことになるが、筆者らは「他

人に何かするよう頼む」という一見超文化的で原初的な言語行為（発話行為）が、特定場面内の社会的相互行為として実現されるべき場合に、どのような観念上の変異をもたらすかを調査したことがある（丸井・大浜1983, Ohama/Marui 1983）。調査研究の主要部分がドイツ語で記述されたことも考慮して、ここではやや詳細にその結果を紹介する。

ある地方企業の会議中、息苦しさに耐えかねて部下が上司の背後の窓を開けてもらうよう上司に頼む、という場面設定を与えた。中学生、大学生、30歳以上の社会人のグループに対して依頼し、思いつくまま可能な発言や行為を記入してもらうという調査であった。大学生関連では、言語表現を発話する、何かするが発話するかどうかは任意、およそ行動を起こすかどうかも任意という3つの条件について別個のグループで調査した。会社に空調が完備していないなど、現在から見るとやや想起困難な場面であるが、調査を行った当時の事情に適応させた設定である。調査対象は総数で250名ほどである。もちろんこういった形式の調査では、現実の場面で実際に人々が行うことでなく、単なる思いつきが回答されることを見越しての設定である。狙いはそれら思いつきの回答、つまりは半ば無自覚的な規範観念を含む習俗的表象の中から、一定の傾向を見いだすことにあった。従って数的分布に加えて、およそある種類の行為が選択肢として表象されるか否かがむしろ重要な着眼点となる。生態学的な喩えで言うなら、生物種の棲息個体数ではなく、およそある特定の種が棲息するか否かが当該の生態系の性質の指標になることと平行している。以下が調査の結果明らかになった行為の選択可能性に関わる表象の分類である。この区分ではほぼ全ての回答例を「同定」できる。興味深いのは「可能な発言を記述せよ」という指示の際にも、これとは相容れない類型に属する回答例が少なくないことである。

暑熱の会議室あなたならどうする（丸井・大浜1983より）



ここには言語相互行為、正確には言語行為を始動することが他の選択可能な行為との関連で有する生態的位置（「ニッチ」）が示されている。とりわけ興味深いことに、明確な指示にもかかわらず、指定された人物に向かって「窓を開けてください」と発話することが可能な選択肢であると観念されることは全くもって確実でない（40%程度）。さらに特徴的なことは、他者への働きかけ（相互行為の始動）自体を回避する傾向である。例えば大学生グループについて見ると、何らかの行為を行うが、それが発言行為であるとの指定がなければ、指定された名宛人（上司）に向けた発話を行

うとの回答は37%にすぎない。23%の回答は名宛てが曖昧か上司以外の人物への発話（直接の名宛てを避ける）であり、およそ働きかけない類が40%を占める。この背後にどのような特定の制度に特有の相互行為原則が推測できるだろうか。我々の結論は以下のようなものであった。

学校など機構的制度と其中的の権威関係から発生する「身の危険」を避けるという原則がある。身の危険の最大の発生源は、その場で通用しているらしい規範への抵触を上位者に指摘されることである。制度（の代理人＝教師、上司）は違反者に対して予測できない懲罰を準備しているかもしれない。危険は回避しなければならない。そのための方策がある。規範への抵触は一般には「目立つ」（「こら、一人で目立っているぞ」といったメタコミュニケーション的な評価表現で否定的に表される。回避すべきは自発的な働きかけの始動と自己の意志・動機の明言である。まず有効な方策は「目立つより我慢する」「人に言うより自分でする」である。相手への働きかけから生じる危険を回避するには「相手に始めさせる」「相手に悟らせる」「直接名指さない」という方策によって、自己の意志・動機の明言から生じる危険には「制度に隠れる（会議の能率など制度の目的に添った提案をする等）」「根回しする」「他人のためという口実で」という方策で対処する。「窓」「開ける」「お願いする」などを含む明確な言語表現による発話行為は多くの選択肢の末端の一つに過ぎない。

このコンテキストで見ると、例えばまず共通語形で次に敬語であるような表現の選択は「枝葉」のそのはるか先で初めてその位置と意義を有することになる。同様にこの原則と方策に基づく行為は、局地的に行為参加当事者間のみで意義を有する欧米流の「丁寧さ」とは直接に関連しない。「談話事象の目下の当事者である相手の face への顧慮」（Brown/Levinson 1978, 66-）ではなく、「我が身の危険回避」が意義関連である。当事者になること自体が危険を含意すると感受される状況では、相手と自分を当事者であると特定した上での欧米流の「丁寧さ」に成立の余地はない。ある意味でこの危険回避原則とその方策は「個人（自己）中心的」とたとえ言える。あえて戯画的に言えば、欧米の学校で一般的であるとされるように、我が身の危険をも顧みず、その場のために皆のために、授業に対して貢献しようと発言することはなんと利他的で友愛的、かつ集団志向であることか。むしろ実際には彼の地には全く別種の原則（競争、能力提示、示威）が働いているのだが。

日本人学生達は、上述のような相互行為原則とそこから導かれる方策を背景にして黙っている。教室で彼らに直面している（例えば）ドイツ人教師は、自分が誰を相手にしているか理解していないことに気づいていない（Reinelt 1987, 2001）。学習者の無反応に困惑し明確に指示を出せない外国人教師に対して、さらに日本人学習者達が当惑するという悪循環の結果、一ヶ月を待たずに授業継続が不可能になることさえある。両者に何の悪意もないにもかかわらず。「彼らが集団で私を拒絶しようとする」という教師側の印象は、不幸な誤解の極限である。

5. おわりに

これまでの論述から分かるように、いわゆる異文化間コミュニケーションの実際では、それ自体自覚しにくい協調様式の差異ではなく、その場を成員にとって明確に認知可能な特定の社会的場面（制度）にしている仕組みの一部としての相互行為原則の差異が、まずは前景として認知されやすい。「気の利かない店員」、「拒絶的な学生」はその例証である。しかし商店などでの応対を根拠にして「一般にフランス流のやり方は」、あるいは「ドイツ人は皆～だ」と言うのはむしろ過度の一般化である。協調様式と行為原則の区別の妥当性と必要性は、相互行為の出来事の様々な構成レベルと要因の識別に貢献することにある。互いに親しさの度合いが低く、公的な場面でのやりとりが中心のつきあいでは、後者が規定要因として勝り、より個人的な交際が増すに従って、次第に前者、協調様式の差異に起因する違和感が感受される。競合的な様式が優勢の場面（生活世界）では、例えば「からかい行動」や「あえてする反論」は、人格的な絆や社会的帰属を確認し実現する方策として愛好さ

れるが、統合的な様式が優勢の場合ではそうではない。あるドイツ語の堪能な日本人女性によると、「親しいドイツ人が時々わざとはずした言い方をするので、むっとする」とのことであるが、原因の一部は異なる（特定様式の）協調様式への指向にある。同様に、丸井（1992, 126）で言及したように、独（英/仏）語圏では、相互性確保の重要な方策が視線の固定であり、この形式での基本様式成立について多くの日本人や、興味深いことに長期日本在住の当該地域出身者も、「相手が無言でこちらを睨んでいて不安になる」という印象を持つ。

多くは個々の制度に規定され、また操作的な相互行為諸原則は当然のこととして、異なる協調様式も学習することができる。いわゆる外国語授業の教授・学習目標に、それぞれの場面や共同体で異なる協調様式の自覚的な選択と適用の能力養成を加えるべきである。行為領域での協調様式は、心理・人格領域の要因に対応を持つと推測されるので、その訓練には教授・学習の両者に柔軟性と寛容さが要請される。統合的で共有指向の優勢な環境で社会化（＝個人化＝人格形成）を経てきた人物は、模倣的であれ争うことには心理的抵抗を覚えるだろう。しかし公共的場面で争う能力が要請される諸社会があり、それらは現在の世界で有力であることも事実である。訓練が必要であり、適切な教授法上の方策が望まれる（注3）。

注

（本論考では文献指示や関連の注釈的記述を出来る限り本文テキストに統合した。これに属さないもののみ以下に掲げる。）

- 1) 類似の困難は近年まで盛んだった「丁寧さの普遍性」をめぐる議論にも明確である。要点は社会化過程を経て当該社会の中で通用するものとして生成される「個人」の像自体に大きな変異の可能性があるので、比して、「丁寧さ」に関わる諸理論の個人像はあまりに画一で希薄だということ。その他の問題点は Eelen (2001) に詳しい。また以下の (4.2) を見よ。
- 2) Streeck/Knapp (1992) には非言語コミュニケーションの一事象としてこの側面が記述されている。例えば相互性の成立に体勢上真向かいに向き合う必要があるかどうか、といったこと。
- 3) 私事ではあるが、筆者も、特に現地滞在時に、ドイツ語流と日本語流の様式を切り替えることに失敗することがあり、その際は家族や友人との間に問題が発生する。異文化間の交流自体を組織し、また関連の事象を調査対象とする活動に不可避の体験である。

文献表

- Auer, Peter (1986) : Kontextualisierung. in *Studium Linguistik* 19, 22-47.
- Brown, Penelope/Stephen C. Levinson (1978) : Universals in language usage: Politeness phenomena. In: Goody, Esther N. 56-289, Cambridge University Press.
- Eelen, Gino (1999) , "Politeness and ideology: A critical review", In: Kienpointner, M. (ed.) Special Issue on Ideologies of Politeness, Pragmatics, vol. 9 , No. 1 , 163-173, IprA.
- Eelen, Gino (2001) A Critique of Politeness Theories, St. Jerome Publishing.
- Ehlich, Konrad (1987) : Kooperation und sprachliches Handeln, in Liedtke, F./Keller, R. (Hgg.) : *Kommunikation und Kooperation*, 19-32, Tübingen.
- Ehlich, Konrad/Rehbein, Jochen (1986) : *Muster und Institution*, Tübingen.
- Elias, Norbert (1976) : *Über den Prozeß der Zivilisation - Soziogenetische und psychogenetische Untersuchungen*, Bd. I/II, Suhrkamp.

- Elias, Norbert (1991): Die Gesellschaft der Individuen, Suhrkamp.
- Günthner, Susanne (1993): Diskursstrategien in der interkulturellen Kommunikation-Analyse deutsch-chinesischer Gespräche. Tübingen.
- Hermanns, Fritz (2003) : Interkulturelle Linguistik. In: Alois Wierlacher/Andrea Bogner (Hgg.) Handbuch interkulturelle Germanistik, 363-373, Stuttgart/Weimar.
- Hinnenkamp, Volker (1989) : Interaktionale Soziolinguistik und interkulturelle Kommunikation, Tübingen.
- Hinnenkamp, Volker/Selting, Margret (1989) : Einleitung-Stil und Stilisierung in der Interpretativen Soziolinguistik. In: Hinnenkamp, Volker/Selting (Hgg.) : Stil und Stilisierung-Arbeiten zur interpretativen Soziolinguistik, 1-23, Tübingen.
- Keim, Inken./Schwitalla, Johannes (1991): Formen der Höflichkeit-Merkmale sozialen Stils. In: Janota, Johannes (Hg.): Germanistik und Deutschunterricht im historischen Wandel, 129-145, Tübingen.
- 丸井一郎(1992) : 談話の相互行為的基盤と「協調」の概念, 『ドイツ文学』88号, 89-100.
- 丸井一郎(1992a) : 談話組織から相互行為原則へ, 愛媛大学教養部紀要25号, 121-139.
- 丸井一郎(1998) : 異文化間相互行為理論の基礎 -文化とコミュニケーション-, 人文科学研究 (高知大学人文学部), 第6号, 125-147.
- 丸井一郎(1999) : 言語相互行為における意義関連体系としての個的領域と共有領域-日独対照の視点から, 高知大学学術研究報告 第48巻, 人文科学分冊, 135-160.
- 丸井一郎(2001) : 異文化適応教育の諸前提 (研究プロジェクト「異文化適応教育の充実」成果第2部) 国際社会文化研究, 第2号, 高知大学人文学部国際社会コミュニケーション学科, 25-49.
- 丸井一郎(2002) : 言語相互行為理論から見る文化比較, 国際社会文化研究, 第3号, 高知大学人文学部国際社会コミュニケーション学科, 107-118.
- 丸井一郎・大浜るい子 (1983) : 暑熱の会議室あなたならどうする-言語行為のストラテジー, 愛媛大学教養部紀要第16号, 153-184.
- Marui, Ichiro/Schwitalla, Johannes: Telefongespräche beginnen (und beenden) deutsch-japanisch kontrastiv, (mimeo), 2003.
- Maynard, K. Senko (1989) : Japanese Conversation, Norwood.
- Ohama, Ruiko/Marui, Ichiro (1983) : Japanische Interaktionsstrategien. In: 言語文化研究 (松山商科大学), 第3巻, 1・2号, 35-133.
- Reinelt, Rudolf (1987) : The delayed answer: Response Strategies of Japanese Students in Foreign Language Classes, In: The Language Teacher, XI, 4-9, Tokyo.
- Reinelt, Rudolf (2001) : 授業の中の異文化, 『シンポジウム「異文化適応と言語教育」の報告』, 高知大学人文学部国際社会コミュニケーション学科, 44-47.
- Schwitalla, Johannes (1993) : Über einige Weisen des gemeinsamen Sprechens-Ein Beitrag zur Theorie der Beteiligungsrollen im Gespräch, In: Zeitschrift für Sprachwissenschaft, 11, 1, 68-98, Vandenhoeck und Ruprecht.
- Streeck, Juergen/ Knapp, Mark L. (1992) : The Interaction of Visual and Verbal Features in Human Communication, In: Poyatos, F (ed.) : Advances in Nonverbal Communication, 3-24, John Benjamins Pub. Co.

平成15年 (2003) 10月1日受理

平成15年 (2003) 12月25日発行